

## 令和2年5月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月11日(月) 午前9時00分開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員(7人)

会長(10番)	<del>渡邊 和夫</del>	職務代理者(5番)	永田 熊信		
(1番)	宮原 清人	<del>(2番)</del>	<del>岩坂 博行</del>	(3番)	西田 義和
(4番)	山田 成代	(6番)	白石 悌二	(7番)	平川 真由美
(8番)	内元 幸一郎	<del>(9番)</del>	<del>信國 敏彦</del>		

地区推進委員

高岡 重盛	<del>本崎 俊充</del>	岩崎 盛光	伊東 明継	中竹 宏一
杉本 和博				

4. 欠席委員：農業委員(3人)

欠席委員：最適化推進委員(1人)

5. 議事日程

日程第1 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第17号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第3 議案第18号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

日程第4 議案第19号 非農地証明交付申請の承認について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 平田 智博

## 7. 会議の概要

開会：午前9時00分

職務代理者	<p><b>1 開会・議長挨拶</b></p> <p>おはようございます。</p> <p>本日は、2番、9番、10番委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。</p> <p>只今から、令和2年5月相良村農業委員会総会を開会します。</p> <p>本日は会長が欠席のため、相良村農業委員会会議規則第16条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p><b>2 議事録署名委員の指名について</b></p> <p>議事録署名委員は、8番委員、1番委員の2名を指名します。よろしくをお願いします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が4議案で、案件が20案件です。</p>
議長	<p><b>3 議 事</b></p> <p><b>議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について</b></p> <p>はじめに、議案第16号農地法第3条の規定による許可申請について、審議します。</p>
議長	<p>それでは、1番についてですが、柳瀬地区推進委員に関する案件なので、相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制限により、当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(柳瀬地区推進委員退席)</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第16号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。番号1、大字柳瀬字立神、地目は田が3筆、畑が3筆、合計面積は11,196㎡です。権利種別は3条の無償移転で、譲渡人及び譲</p>

	<p>受人は議案に記載されているとおりです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について6番委員に報告をお願いします。</p>
6番委員	<p>昨日、柳瀬地区推進委員さんと両人立会いのもと確認しております。両人は親戚でもあり、確認して問題ありませんでした。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と6番委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで柳瀬地区推進委員の入室を許可します。</p> <p>(柳瀬地区推進委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に、2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字柳瀬字立神、地目は田が5筆、畑が4筆、合計面積は13,331㎡です。権利種別は3条の無償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>お会いして確認し、親子間なので問題ございませんでした。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしい</p>

	<p>ですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、3番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字柳瀬字吉ノ尾及び立神、地目は田が1筆、畑が3筆、合計面積は5,771㎡です。権利種別は3条の無償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>お会いして確認し、親子間なので問題ございませんでした。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、4番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4、大字川辺字上高原及び大字柳瀬字村ノ上・中洲・九反田、地目は田が6筆、畑が3筆、合計面積は13,694㎡です。権利種別は3条の使用貸借で新規、貸付人及び借受人は議案に記載されているとおりです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>先日、両人にお会いして確認しました。議案に記載されているとおり間違いございませんでした。以上です。</p>

議長	<p>ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、5番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号5、大字深水字堀内、地目は畑で1筆、面積は422㎡です。権利種別は3条の有償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は1筆で100,000円、10a当たり236,966円になります。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について深水地区推進委員に報告をお願いします。</p>
深水地区推進委員	<p>3日に会長と確認してきました。記載のとおり間違いございませんでした。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と深水地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの場合)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、6番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号6、大字柳瀬字三石、地目は田が2筆、畑が1筆、合計面積は1,840㎡です。権利種別は3条の無償移転で、譲渡人及び譲受人は議</p>

	案に記載されているとおりです。以上です。
議長	引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。
柳瀬地区推進委員	先日、本人さんとお会いして確認してきました。親子間の移動ですので問題ないかと思われます。
議長	ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。  (意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。  (異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。  議案第 17 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
議長	次に、議案第 17 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権貸借)の承認について審議します。それでは、1 番について事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第 17 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についての利用権設定について、ご説明いたします。番号 1、大字川辺字西田及び雨宮鶴、地目は田で 2 筆、合計面積は 3,989 ㎡です。賃貸借の新規で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10 a 当たり 30,000 円です。以上です。
議長	引き続き、本件について 8 番委員に報告をお願いします。
8 番委員	5 月 7 日に川辺地区推進委員と確認してまいりました。ここに記載

議長	<p>されているとおりに間違いございませんでした。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明と8番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、2番と3番についてですが、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字柳瀬字小原ノ上、地目は田で2筆、合計面積は2,668㎡です。賃貸借の新規で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は2筆で玄米210kgです。番号3、大字柳瀬字村ノ上、地目は田で1筆、面積は1,872㎡です。賃貸借の新規で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は1筆で玄米180kgです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>議案に記載のとおり間違いございません。新規となっておりますが、継続であり、書類の提出遅れと聞いております。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>

	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、4番についてですが、7番委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p>
	<p>(7番委員退席)</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4、大字柳瀬字小原ノ上及び小原、村ノ上、地目は田で4筆、合計面積は4,721㎡です。使用貸借の新規で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について1番委員に報告をお願いします。</p>
1番委員	<p>確認をしまして、議案に記載のとおり間違いございません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と1番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>
	<p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで7番委員の入室を許可します。</p>
	<p>(7番委員入室・着席)</p>

議長	次に、5番から8番についてですが、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	番号5、大字柳瀬字小原及び井沢、地目は田で2筆、合計面積は1,019㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり10,000円です。番号6、大字柳瀬字十島、地目は田で2筆、合計面積は1,689㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり10,000円です。番号7、大字柳瀬字片黒、地目は田で1筆、面積は1,270㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり20,000円です。最後に、番号8、大字柳瀬字片黒、地目は田で1筆、面積は1,030㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり20,000円です。以上です。
議長	引き続き、本件について5番を7番委員、6番から8番を1番委員に報告をお願いします。
7番委員	5番については、5月7日に柳瀬地区推進委員と確認してきました。再設定でここに記載されているとおり間違いありませんでした。
1番委員	6番から8番については、再設定でもあり現地を確認して間違いございませんでした。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と5番を7番委員、6番から8番を1番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、9番と10番についてですが、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号9、大字川辺字赤坂、地目は畑で1筆、面積は741㎡です。賃貸借の新規で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり5,000円です。番号10、大字川辺字上高原、地目は畑で2筆、合計面積は3,009㎡です。賃貸借の新規で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第17号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についての所有権移転について、ご説明いたします。番号1、大字柳瀬字村ノ上、地目は田で1筆、面積は210㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は100,000円で10a当たり476,190円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について7番委員に報告をお願いします。</p>
7番委員	<p>5月7日に柳瀬地区推進委員と確認しました。現在、何も作っておられない状態だったので、隣の方が作られるようです。以上です。</p>

議長	<p>ただいま、事務局からの説明と7番委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字柳瀬字立神、地目は田で2筆、合計面積は3,387㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は1,388,670円で10a当たり410,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第18号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第18号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について、審議します。1</p>

事務局	<p>番について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>議案第 18 号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について、ご説明いたします。番号 1、大字川辺字上高原及び赤坂、地目は畑で 3 筆、合計面積は 3,750 m<sup>2</sup>です。権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。権利種別は機構法賃貸借の転貸しで、期間は 5 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。以上です</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>（意見なしの声）</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第 19 号 非農地証明交付申請の承認について</p>
議長	<p>次に議案第 19 号非農地証明交付申請の承認について審議します。1 番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 19 号非農地証明交付申請の承認について、ご説明いたします。番号 1、大字深水字畑、地目は畑で 1 筆、面積は 811 m<sup>2</sup>です。この案件は令和 2 年 4 月 21 日に担当地区の農業委員さんと現地確認しております。場所は会長宅の近くになります。現地は荒れていて、一部は山林化しているような状況です。バラスを撒いてあり、資材等も置いてあるため、農地として復元することは困難な状況になっております。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p>

深水地区推進委員	昔から放置しており、そのまましておく到下にある宅地に迷惑をかけるので、資材等をどうにかしたほうがいいのでは。周りに迷惑をかけないようにもう一度話をして見たがいいと思います。
四浦地区推進委員	周りに支障がなければ、非農地と思われそうです。
議長	現状としましては、資材等を放置すると周囲に支障を及ぼす恐れもあるため、今回この案件は否決ということによろしいですか。  (異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は否決案件といたします。
議長	これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。
事務局	その他  (1) 次回の総会の開催日について 6月9日 火曜日、午前9時から
議長	4 閉会  それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

閉会：午前9時45分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和2年5月11日

相良村農業委員会

署名委員 8 番 \_\_\_\_\_ (印)

署名委員 1 番 \_\_\_\_\_ (印)